

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第三章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第四章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第五章 船舶に対する強制執行	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第六章 動産に対する強制執行	第二款 船舶に対する強制執行（第一百二十二条—第一百二十二条）
第七章 債権執行等	第三款 動産に対する強制執行（第一百二十二条—第一百四十二条）
第八章 強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第九章 債権執行等	第一目 債権執行等（第一百四十三条—第一百六十七条）
第十章 債権執行（第一百六十八条—第一百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第一百六十七条—第一百六十七条）
第十一章 債権の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十八条）	第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第一百六十九条）
第十二章 担保権の実行としての競売等	第三章 担保権の実行としての競売等（第一百八十条—第一百九十五条）
第十三章 債務者の財産状況の調査	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第一百九十六条—第二百三十三条）	第五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	附則
第十六章 総則（趣旨）	第一章 総則

第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十一年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	（執行裁判所）	か、この法律の定めるところによる。
	（執行機関）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なるべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う執行裁判所をもつて執行裁判所をもつてする。）
	（執事）	（執事は、民事執行の手続に関する裁判に対しても特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。）
	（執行抗告）	（執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。）
	（審尋）	（審尋は、執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他の参考人を審尋することができる。）

第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。	（執行裁判所）	（執行裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なるべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う執行裁判所をもつて執行裁判所をもつてする。）
第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行なるべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官が行う執行裁判所をもつて執行裁判所をもつてする。	（執行機関）	（執事は、民事執行の手続に関する裁判に対しても特別の定めがある場合に限り、執行抗告をしてしなければならない。）
第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。	（任意的口頭弁論）	（執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。）
第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他の参考人を審尋することができる。	（審尋）	（審尋は、執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他の参考人を審尋することができる。）
第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。	（執行官等の職務の執行の確保）	（執行官等の職務の執行の確保）

第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわざまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）	2	2	2	2
第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）
第九条 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。	（執行機関）	（執行機関）	（執行機関）	（執行機関）
第十条 民事執行の手続に関する裁判に對しては、前項の規定による申立てがあつたときは、これを提示しなければならない。	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）
第十一条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に對しても、同様とする。	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）

第十二条 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に對しても、同様とする。	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）	（執行抗告）
---	--------	--------	--------	--------

5

5 前項の規定により申立てを却下する決定に対
しては、執行抗告をすることができる。
(担保の提供)

第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第百七条第一項及び第三項の規定を準用する。

つて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件録に記録されている事項と同一であることを明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

方に記すのと同一であることを証明したものである。以下同じ。」を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

裁判官の处分
四三二
裁判上の和解又は調停
前三号に掲げるもののほか、確定判

五 第二十二条第二号から第四号の二までに掲
一の効力を有するもの

当所
げる債務名義が訴えの取下げその他の事由に
より効力を失つたことを証する電子調書(期

が項
日又は期日外における手続の方式、内容及び
経過等の記録及び公証をするために民事訴訟

法第一百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定によ

子そり裁判所書記官が作成する電磁的記録をい
う。第三十九条第一項第四号及び第四号の二

並びに第一百六十七条の一第一項第四号において同じ。)

第十九条 この法律に規定する裁判所の管轄は、
(専属管轄)

専属とする。
(裁判所に対する電子情報処理組織による申立

土執て等) 第十九条の二 民事執行の手続における申立てそ

しが他の申述（以下この条から第十九条の六までにおいて「申立て等」という。）のうち、当該

請の申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄

と
本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の
知覚によつて認識することができる情報が記載

要
された紙その他の有体物をいう。(以下同じ)
をもつてするものとされているものであつて、
航行二十日(二〇日)で、

裁判所に対しとするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官

明行に對してするものを含む)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定められたる、技術資料(手見引等)の電

めると、これらにより最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項について記録する方法をこれにて行つて

ルで
べき事項をファイルに記録する方法により行う
ことができる。

民事訴訟法第百三十二条の十第二項から第六項までの規定は、前項の方法による申立て等について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「送達」とあるのは、「送達又は送付」と読み替えるものとする。

(裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の特例)

第十九条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件について、裁判所に対する申立て等(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対するもの)を含む。次条において同じ。)をするときは、この限りでない。

前条第一項の方法により、これを行わなければならぬ。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

代理人のうち委任を受けたもの(第十三条第一項又は民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたものを除く。)当該委任を受けた事件

二 国の利害に関する訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定(これららの規定を同法第九条において準用する場合を含む。)による指定を受けた者当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百五十二条第一項の規定による委任を受けた職員当該委任を受けた事件

民事訴訟法第一百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の申立て等について、それぞれ準用する。(書面等による申立て等)

第十九条の四

民事執行の手続において、裁判所に対する申立て等が書面等により行われたときは前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する

第十九条の五

民事訴訟法は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事執行の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録された場合における当該書面等又は当該記録媒体に記録された電磁的記録に係る送達又は送付について準用する。

第十九条の六

民事訴訟法は、前条の規定は民事執行の手続においてこの法律の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第二十九条に規定する子

民事訴訟法第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。)が

された場合において、当該書面等に記載された営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この号及び次条第一項第一号に掲げる事由があることを理由とする申立て等(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対するもの)において同じ。)がその手続の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が外の決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された営業秘密

あると認めると(当該第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された民事訴訟法第九十二条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたものを除く。)とあるのは、「弁護士に限る」と読むものとする。

二 書面等により第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条第二項の規定による届出があった場合 当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

二 書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載された場合において、当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これららの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第一百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に規定する秘匿事項記載部分

四 第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第一百九条の四第一項中「第一百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法第十九条の三第一項各号(同法第十九条の六において読み替えて準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

五 第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

六 第二章 強制執行

七 第一節 総則

(債務名義)

八 第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの(以下「債務名義」という。)により行う。

九 第二十三条 強制執行の宣言を付した判決

十 第二十四条 強制執行の宣言を付した判決

十一 第二十五条 強制執行の宣言を付した判決

十二 第二十六条 強制執行の宣言を付した判決

十三 第二十七条 強制執行の宣言を付した判決

十四 第二十八条 強制執行の宣言を付した判決

十五 第二十九条 強制執行の宣言を付した判決

十六 第三十条 強制執行の宣言を付した判決

十七 第三十一条 強制執行の宣言を付した判決

十八 第三十二条 強制執行の宣言を付した判決

十九 第三十三条 強制執行の宣言を付した判決

二十 第三十四条 強制執行の宣言を付した判決

二十一 第三十五条 強制執行の宣言を付した判決

二十二 第三十六条 強制執行の宣言を付した判決

二十三 第三十七条 強制執行の宣言を付した判決

二十四 第三十八条 強制執行の宣言を付した判決

二十五 第三十九条 強制執行の宣言を付した判決

二十六 第四十条 強制執行の宣言を付した判決

二十七 第四十一条 強制執行の宣言を付した判決

二十八 第四十二条 強制執行の宣言を付した判決

二十九 第四十三条 強制執行の宣言を付した判決

三十 第四十四条 強制執行の宣言を付した判決

三十一 第四十五条 強制執行の宣言を付した判決

三十二 第四十六条 強制執行の宣言を付した判決

三十三 第四十七条 強制執行の宣言を付した判決

三十四 第四十八条 強制執行の宣言を付した判決

三十五 第四十九条 強制執行の宣言を付した判決

三十六 第五十条 強制執行の宣言を付した判決

三十七 第五十一条 強制執行の宣言を付した判決

三十八 第五十二条 強制執行の宣言を付した判決

三十九 第五十三条 強制執行の宣言を付した判決

四十 第五十四条 強制執行の宣言を付した判決

四十一 第五十五条 強制執行の宣言を付した判決

四十二 第五十六条 強制執行の宣言を付した判決

四十三 第五十七条 強制執行の宣言を付した判決

四十四 第五十八条 強制執行の宣言を付した判決

四十五 第五十九条 強制執行の宣言を付した判決

四十六 第六十条 強制執行の宣言を付した判決

四十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

四十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

四十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

五十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

六十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

七十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

八十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

九十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百零九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一〇 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百一九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十一 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十二 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十三 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十四 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十五 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十六 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十七 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十八 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百二十九 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百三十 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百三十ー 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

一百三十ニ 第六十一条 強制執行の宣言を付した判決

の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の处分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の处分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。）

六の二 確定した執行決定のある仲裁裁判（平成十五年法律第二百三十八号）第五十条に規定する暫定保全措置命令

六の四 確定した執行決定のある国際和解合意

六の五 確定した執行決定のある特定和解

七 確定した執行決定のある国際和解合意号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者たためにすることができる。

一 債務名義に表示された当事者

二 債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）

2 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に對し、若しくはこれらの者のためにすることができる。（外国裁判所の判決の執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在を管轄する地方裁判所（家事事件における裁判所

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在

判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。)が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

4 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

5 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第一百八十八条各号(家事事件手続法(平成二十一年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

6 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならぬ。

(強制執行の実施)

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本(債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録。以下同じ。)に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その債務名義の原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成正本に基づいて実施する。

(執行文の付与)

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本(執行証書が電磁的記録をもつて作成

2 さて、債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

一 債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与
執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

二 債務名義が電磁的記録をもつて作成された記録されたものである場合における執行文の付与
与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

三 行前二号に掲げる場合以外の場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録するとともに、その旨を当該債務名義に係る公証人法第四十四条第一項第2号の書面の末尾に付記し、又はその旨を当該債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。

一 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対しても、又はその者のために強制執行をすることができることがあるとき、又は債権者がそのことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

二 債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とす
る占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法）

(平成元年法律第九十一号) 第二十五条の二
第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

二 債務名義が強制競売の手続(担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。)における第八十三条第一項本文(第百八十九条において準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「引渡命令」という。)であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のいかんまでのいずれかの保全処分及び公示保全処分(第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。)が執行されかつ、第八十三条の二第一項(第百八十七条第五項又は第百八十九条において準用する場合を含む。)の規定により当該不動産を占有する者に対して当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。

イ 第五十五条第一項第三号(第百八十九条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分及び公示保全処分

ロ 第七十七条第一項第三号(第百八十九条において準用する場合を含む。)に掲げる保全処分又は公示保全処分(第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。)

ハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分

一 前項の執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行は、当該執行文の付与の日から四週間を経過する前であつて、当該強制執行において不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができる場合に限り、することができる。解かれた者が、債務者となる。

(執行文の再度付与等)

5 第三項の規定により付与された執行文については、前項の規定により当該執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行がされたときは、当該強制執行によつて当該不動産の占有を

第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必ず

要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

前項の規定は、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書を更に交付する場合について準用する。

第二十九条 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは譲り受けた文書の譲本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができること。

第二十七条の規定により執行文が付与される場合においては、執行文の譲本又は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出した文書の譲本又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

第三十条 債務の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行

請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

(反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行)

請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その提供のあつたことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、開始することができる。

2 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することができなかつたことを証明したと

(執行文の付与等に関する異議の申立て)

第三十二条 執行文の付与の申立てにに関する処分に対する申立ては、裁判所に異議を申し立てることができる。

この裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

2 執行文の付与に対し、異議の申立てがあつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

前項の規定による申立てについての裁判及

2 び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

前項に規定する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

2 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促の正本又は記録事項証明書の交付について準用する。

3 第二十九条第一項及び前条第二項の規定は、前項に規定する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

2 執行文の付与に対し、異議の訴え等に係る執行

3 ことができる。

4 裁判所は、申立てにより、終局判決に

5 の終結後に生じたものに限る。

3 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、

2 第二十九条第一項の訴えについて準用する。

3 第二十九条第一項の訴え等に係る執行

2 停止の裁判

3 第二十九条第一項の訴え等に係る執行

る。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

4 前一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつたときは、停止しなければならない。

3 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本又は記録事項証明書

2 審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

3 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

4 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解又は調停の調書の正本又は電子調書の記録事項証明書

4 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは電子審判書（労働審判法（平成十六年法律第十五号）第二十条第三項に規定する電子審判書をいう。）又はこれらの作成に代えて口頭で告知する方法により行われた労働審判の主文及び理由の要旨を記載し、若しくは記録した調書若しくは電子調書の正本又は記録事項証明書

5 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書又は電磁的記録

6 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

2 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済を受けた旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六ヶ月を超えることができない。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる文書（記録事項証明書を除く。）を提出すべき場合には、強制執行の停止の申立てをしようとする者は、当該文書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、同号の事由が生じた事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。

5 前項の申立ては、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年以内にしなければならない。

6 前項に規定する執行費用の額 強制執行の手続の終了の日

7 前項に規定する返還すべき金額の額 第三項に規定する裁判又は判決が確定した日

8 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

9 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

10 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第六項、第八項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

2 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

3 第一款 不動産に対する強制執行

2 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済を受けた旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六ヶ月を超えることができない。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる文書（記録事項証明書を除く。）を提出すべき場合には、強制執行の停止の申立てをしようとする者は、当該文書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、同号の事由が生じた事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。

5 前項の申立ては、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年以内にしなければならない。

6 前項に規定する執行費用の額 強制執行の手続の終了の日

7 前項に規定する返還すべき金額の額 第三項に規定する裁判又は判決が確定した日

8 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

9 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

10 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第六項、第八項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

2 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

3 第一款 不動産に対する強制執行

2 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済を受けた旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六ヶ月を超えることができない。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる文書（記録事項証明書を除く。）を提出すべき場合には、強制執行の停止の申立てをしようとする者は、当該文書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、同号の事由が生じた事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。

5 前項の申立ては、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年以内にしなければならない。

6 前項に規定する執行費用の額 強制執行の手続の終了の日

7 前項に規定する返還すべき金額の額 第三項に規定する裁判又は判決が確定した日

8 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

9 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

10 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第六項、第八項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

2 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

3 第一款 不動産に対する強制執行

2 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済を受けた旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六ヶ月を超えることができない。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる文書（記録事項証明書を除く。）を提出すべき場合には、強制執行の停止の申立てをしようとする者は、当該文書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、同号の事由が生じた事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。

5 前項の申立ては、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年以内にしなければならない。

6 前項に規定する執行費用の額 強制執行の手続の終了の日

7 前項に規定する返還すべき金額の額 第三項に規定する裁判又は判決が確定した日

8 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

9 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金額の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

10 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第六項、第八項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

2 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

3 第一款 不動産に対する強制執行

定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

前項の場合において、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後の申立てに係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項（第一百八十八条规定して適用する場合を含む。）の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。

前項の規定による裁判所書記官の処分に対しでは、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制競売の開始決定（配当要求の終期までにされた申立てに係るものに限る。）に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が取り消されたとすれば、第六十二条第一項第二号に掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。

前項の申立てを却下する決定に対しでは、執行抗告をすることができる。
(差押えの登記の嘱託等)

第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押えの登記を嘱託しなければならない。

登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その旨及び最高裁判所規則で定める事項を執行裁判所に通知しなければならない。

第四十九条 強制競売の開始決定前に強制競売効力が生じた場合（その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。）においては、裁判所書記官は、電子物件明細書（第六十二条第二項に規定する電子物件明細書をいう。）の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときには、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を告ぐることができる。

を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権（利息その他の附帯の債権を含む。）の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

一 第八十七条第一項第三号に掲げる債権者二 第八十七条第一項第四号に掲げる債権者（抵当証券の所持人であつては、知れている所持人に限る。）

三 租税その他の公課を所管する官庁又は公署（所持人の限る。）

（配当要求の終期を延期することができる。）

第一項又は第三項の規定による裁判所書記官の処分に対しでは、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

（催告を受けた者の債権の届出義務）

第五十条 前条第二項の規定による催告を受けた同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。

又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。
(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第一百八十一條第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

前項の規定による裁判に対する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

配当要求を却下する裁判に対しでは、執行抗告をすることができる。

（配当要求の終期の変更）

第五十二条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失ったときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき（その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。）は、この限りでない。

（不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し）

第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

（差押えの登記の抹消の嘱託）

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなければならない。

（売却のための保全処分等）

第五十五条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が価格減少行為（不動産の価格を減少させ、又は減少させるおそれがある行為をいう。以下この項において同じ。）をするときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、不動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により公示させることを内容とする保全処分をいふ。以下同じ。）を命ぜることができる。

以下同じ。）を命ぜることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同一項の規定による決定をしてはならない。

（執行裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせてはならない。）

（執行裁判所が第一項の規定による決定を取ることは、申立人に担保を立てさせなければ、同一項の規定による決定をしてはならない。）

（執行裁判所は、債務者以外の占有者に對しこれが前項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。）

（前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。）

（一）前号イ及びロに掲げる事項
（二）執行官に不動産の保管をさせること。
（三）次に掲げる事項を内容とする保全処分及び不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

（一）前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産の使用を許すこと。
（二）前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

（一）前号イに規定する者に対し、不動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

の額、各債権者の債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。)を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 執行裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

5 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(電子配当表の作成)

6 第八十五条 執行裁判所は、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額については、全ての債権者間に合意が成立し、執行裁判所に対しその旨の届出があつた場合又は配当期日において全ての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

(同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。次条第一項において同じ。)が定められたときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子配当表(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、配当を実施するために次項に規定する事項を記録して作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

7 電子配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容(同項ただし書に規定する場合にあっては、

は、配当の順位及び額については、その合意の内容)を記録しなければならない。

第八十五条の二 執行裁判所は、前条第一項の規定により同項本文に規定する事項を定めたときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をするべき期間(以下「異議申出期間」という。)を指定しなければならない。

2 執行裁判所は、前項の規定による異議申出期間の指定をした場合には、当該指定の裁判及び前条第三項の規定により作成された電子配当表(同条第五項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次条第四項を除き、以下同じ。)を前条第一項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。

(配当期日)

第八十五条の三 執行裁判所は、必要があると認めるとときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をすべき期日(以下「配当期日」といいう。)を指定することができる。この場合には、前条第一項の規定にかかるらず、異議申出期間を指定することを要しない。

2 配当期日には、第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

3 第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の呼出しに係る電子呼出状(第二十条において準用する民事訴訟法第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。)の送達について準用する。

4 第一条の規定により配当期日が指定された場合には、第八十五条第一項の規定による同項本文に規定する事項の定め、同項ただし書の届出並びに同条第三項及び第四項の規定による電子配当表の作成は、当該配当期日においてしなければならない。

5 執行裁判所は、配当期日において、第八十五条第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋しかつ、即時に取り調べることができる。書記又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、次に掲げる者とする。

三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る前に登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。)がされた先取特権(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

(音声の送受信による通話の方法による配当期日)

第八十六条 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、配当期日における手続を行うことができる。配当期日を指定した者は、その配当期日に出頭したもののみとみなす。

(売却代金)

第八十六条の二 売却代金は、次に掲げるものとする。

2 前項の配当期日に出頭しないでその手続に関する手続を行つて、配当期日を指定した者は、その配当期日に出頭したもののみとみなす。

3 差押えに係る強制競売の手続が停止され、第47条第六項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止された差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けることができる。

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特権の実行としての競売の申立てをした差押債権者に限る。)

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者は、次に掲げる者とする。

三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る前に登記された仮差押えの債権者)

四 差押えの登記前に登記(民事保全法第五十三条第二項に規定する仮処分による仮登記を含む。)がされた先取特権(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)

(期限付債権の配当等)

第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。

2 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの配当等の日における法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

第八十九条 電子配当表に記録された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をことができる。

2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り配当を実施しなければならない。

3 第一項の規定による配当異議の申出は、第八十五条の二第一項の規定により指定された異議申出期間内に、書面でしなければならない。ただし、第八十九条の三第一項の規定により配当期日が指定された場合には、当該配当期日において書面又は口頭でしなければならない。

(配当異議の訴え等)

第九十条 配当異議の申出をした債権者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴えを提起しなければならない。

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

		2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。
3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。 （建物使用の許可）		3 借務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。
2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。	2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母	2 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母
第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮することとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。	3 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母	3 前項の申立てについての決定に対しては、債務者等の分母
第二百条 管理人は、執行裁判所が監督する。 （管理人の注意義務）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。 （管理人の監督）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。 2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。 （管理人の報酬等）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。 2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百二条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。 （管理人の報酬等）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに配当等に充てるべき金銭の額を計算して、配当等を実施しなければならない。 （管理人の報酬等）	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
第一百九条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。 2 前項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。	2 前項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。
		（管理人の解任）
		（計算の報告義務）
		第一百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。
		第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。
		第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
		第一百五十四条 第八十九条から第九十二条までの間における期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		1 差押債権のうち次のイからハまでのいずれかに該当するもの
		イ 第一項の期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		ロ 第一項の期間の満了までに一般的の先取特権の実行として、第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		ハ 第一項の期間の満了までに第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		六条まで及び第八十九条から第九十二条までの間における期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		五项 第六项本文及び第七项、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条第二项及び第三项並びに第八十一条、第八十七条第二项及び第三项並びに第八十二条の規定は強制管理について、第八十四条第一项から第三项まで、第八十五条から第八十九条までの間における期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		（強制競売の規定の準用）
		第一百十一条 第四十六条第一项、第四十七条第二项、第六项本文及び第七项、第四十八条、第五十五条、第五十六条、第五十七条第二项及び第三项並びに第八十一条、第八十七条第二项及び第三项並びに第八十二条の規定は強制管理について、第八十四条第一项から第三项まで、第八十五条から第八十九条までの間における期間の満了までに強制管理の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		（弁済による強制管理の手続の取消し）
		第一百十二条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部を弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。
		（強制競売の開始決定）
		第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶（端舟）に、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたもの（ロ）に掲げるべき債権者は、次に掲げる者とする。
		（船舶執行の方法）
		五百三十二条 第一百一十二条の規定により船舶の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。
		（船舶に対する強制執行）
		五百三十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。（開始決定等）
		（船舶執行）
		五百三十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書（以下「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。
		ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、配当等の受領のために出頭しなかつたときは、同様とする。
		（執行裁判所による配当等の実施）
		五百三十五条 執行裁判所は、第百七条第五项の規定による届出があつた場合には直ちに、第四十条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には、供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。
		（執行裁判所による配当等の実施）
		五百三十六条 執行裁判所は、第百七条第五项の規定による届出があつた場合には直ちに、第四十条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には、供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

は、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。
(船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等の引渡命令)

第一百五十三条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

なるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。

前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければならない。

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債務者が船舶執行の申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。
(保管人の選任等)

第一百六十四条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第一百三十二条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第一百七十七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録が提出されている場合において、債務者が差押えの効力を有する。

は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後)にあつては、その終期までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

前項に規定する文書又は電磁的記録の提出による執行停止がその効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すことができる。

第一項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

(航行許可)

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押え(動産執行の開始等)

第一項の規定によると認められる場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。(債務者の占有する動産の差押え)

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者

のための債権及び執行費用の弁済を受領す

ることができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(二重差押えの禁止及び事件の併合)

第一百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの占有をした動産を更に差し押さえることができない。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえている動産があるときはこれを差し押さえ、差し押

さえるべき動産がないときはその旨を明らかに

して、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

3 前項の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さ

れた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押

債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し

押さえられた動産は、併合の時に、後の事件の申立てに差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動

産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事

件において差し押さえられたものとみなし、仮

差押執行事件の申立てでは、配当要求の効力を生

ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下

げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消

されたときは、動産執行事件において差し押さ

れた動産は、併合の時に、仮差押执行事件

において仮差押えの執行がされたものとみなす。

(差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百二十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

第六章 動産に対する強制競売の規定の準用

第一百二十七条 前款第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第一百二十八条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(二重差押えの禁止及び事件の併合)

第一百二十九条 執行裁判所は、差押物又は仮差押えの占有をした動産を更に差し押さえることができない。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえている動産があるときはこれを差し押さえ、差し押

さえるべき動産がないときはその旨を明らかに

して、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

3 前項の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さ

れた動産は、併合の時に、先の事件において差し

押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押

債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し

押さえられた動産は、併合の時に、後の事件の申立てに差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押执行事件と動

産执行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産执行事

件において差し押さえられたものとみなし、仮

差押执行事件の申立てでは、配当要求の効力を生

ずる。差押債権者が動産执行の申立てを取り下

げたとき、又はその申立てに係る手續が取り消

されたときは、動産执行事件において差し押さ

れた動産は、併合の時に、仮差押执行事件

において仮差押えの執行がされたものとみなす。

		(差押物の引渡命令)
第一百二十七条	差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。	
2	前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知った日から一週間以内にしなければならない。	
3	第一項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。	
4	第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。	
	(超過差押えの禁止等)	
第一百二十八条	動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。	
2	差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならぬ。	
3	第一項の規定による見込みがない場合の差押えの禁止等)	
第一百二十九条	差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。	
2	差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。	
	(差押の見込みのない差押物の差押えの取消し)	
第一百三十一条	差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。	
	(差押禁止動産)	
第一百三十二条	次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。	
1	債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具、燃料	
2	債務者等の一月間の生活に必要な食料及び標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭	
3	主として自己の労力により農業を営む者の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物	
4	第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。	
5	第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	

		五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
		六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)
		七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができるもの
		八 仏像、位牌、その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
		九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及び名譽を表章する物
		十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物
		十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具
		十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの
		十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
		十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品
		(差押禁止動産の範囲の変更)
		第百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

		(先取特権者等の配当要求)
第一百三十三条	先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書又は電磁的記録を提出して、配当要求をすることができる。	
第一百三十四条	執行官は、差押物を売却するにあたり、その権利を証する文書又は電磁的記録を提出して定める方法によらなければならない。	
第一百三十五条	第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。(手形等の提示義務)	
第一百三十六条	執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その提示等又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品	
第一百三十七条	第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。	
第一百三十八条	執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。	
第一百三十九条	債務者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。前項の協議が調わないときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。	
第一百四十三条	金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的と	

		4 第八十四条第四項及び第五項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。(配当等を受けるべき債権者の範囲)
第一百四十四条	債権者のはか、売得金については執行官がそのまま受け取るまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとあるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。	
第一百四十五条	執行官は、差押物を売却する場合について準用する。	
第一百四十六条	執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押された場合において、その提示等又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品	
第一百四十七条	第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。	
第一百四十八条	執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。	
第一百四十九条	債務者のために、債務者に代わって裏書(有価証券の裏書等)又は名義書換えに必要な行為をすることができる。	
第一百五十条	執行官による配当等の実施	
第一百五十一条	債務者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。前項の協議が調わないときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。	
第一百五十二条	執行裁判所は、第三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。	
第一百五十三条	第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。	
第一百五十四条	第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらとの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。	
第一百五十五条	第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	
	(債権執行の開始)	
第一目 債權執行等	2 強制執行	
第二目 債權執行等	3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。	
第三目 債權執行等	4 第四款 債權及びその他の財産権に対する強制執行	
第四目 債權執行等	5 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	

なる有価証券が発行されている債権を除く。以下の節において「債権」という。)に対する強制執行(第百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 差押えに係る債権(差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同じ。)について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審査しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条第一項又是第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送达された時に生ずる。

6 差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者の送

に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受用する民事訴訟法第百十一条各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができ

る。

8 執行裁判所は、前項の申立てを命じた場合において、差押債権者が同項の申立てをしないときは、差押命令を取り消すことができる。

(差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による催告に対し、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けたことがで

き。

(差押えが一部競合した場合の効力)

2 差押えが一部競合した場合の効力

あるときは、債務者は、差押債権者に対し、そ

の証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六

十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けたことがで

き。

(差押えが一部競合した場合の効力)

2 差押えが一部競合した場合の効力

あるときは、債務者は、差押債権者に対し、そ

の証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六

十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けたことがで

き。

つて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第一百五十二条 給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けべき給付に及ぶ。

(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前項の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第一百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書又は電磁的記録により先取特權を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記録した裁判所書記官により作成された電磁的記録(ファイルに記録されたものに限る。)は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

2 金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対し差押命令が送達された日か

一週間に経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

3 差し押さえられた金銭債権が第百五十二条第

一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定す

る債権者に対する差押債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及び。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときは、その債権の一部に係る債権に係る債権は、各差押え又は仮差押えの執行の効力も、同様とする。

(先取特權等によって担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

2 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

2 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

2 差し押さえられた金銭債権が第百五十二条第

一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定す

規定により定められた差押債権者又はその法定代表人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。供託命令は、第三債務者に送達しなければならない。

2 第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

3 供託命令に対しては、不服を申し立てることができない。
 (船舶の引渡請求権の差押命令の執行)

第一百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押された債務者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

2 前項の規定により保管人が引渡しを受けた船舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第二百六十三条第一項の規定により選任された保管人(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

債務者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

2 執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の手続によりこれを売却し、その売得金を執行裁判所に提出しなければならない。
 (移転登記等の嘱託)

第一百六十四条 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特権、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く)においては、嘱託書に、転付命令若しくは譲渡命令の記録事項証明書又は売却命令に基づく売却について執行官が作成

した電磁的記録であつてファイルに記録されたものの記録事項証明書を添付しなければならない。

第一百六十五条 第一百五十九条に規定する場合において、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十六条第二項(他の法令において準用する場合を含む。)において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した電磁的記録であつてファイルに記録されたものの内容を証する情報を提供しなければならない。

4 第一百五十九条の規定により登録免許税又は他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

5 第一百五十九条の規定により登録等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書又は電磁的記録が提出されたときは、裁判所書記官は、申請により、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

6 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。
 (配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百六十六条 第一百五十九条に規定する場合において、掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第百五十六条第一項から第三項までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合は、執行官がその動産の引渡しを受けた時

(配当等の実施)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるものほか、債権執行の例によること。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

4 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押え等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の处分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

第二日 少額訴訟債権執行

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行は、前項の定めるところにより裁判所が行うほか、第二条の規定にかかわらず、申立てにより、この目的の定めるところにより裁判所書記官が行う。

第一百六十七条の三 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分に関しては、その裁判所書記官の所属する簡易裁判所をもつて執行裁判所とする。

(裁判所書記官の執行処分の効力等)

第一百六十七条の四 少額訴訟債権執行の手続において裁判所書記官が行う執行処分は、特別の定

二 売却命令による売却がされた場合

1 ものの記録事項証明書を添付しなければならない。

三 第一百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

1 第一百六十三条第二項(他の法令において準用する場合を含む。)において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した電磁的記録であつてファイルに記録されたものの内容を証する情報を提供しなければならない。

2 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

3 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対する差押命令が送達された日から四週間に経過するまでは、配当等を実施してはならない。

4 第一百五十二条の規定により登録等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書又は電磁的記録が提出されたときは、裁判所書記官は、申請により、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

5 第一百五十二条の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。
 (配当等を受けるべき債権者の範囲)

二 仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決

三 少額訴訟における民事訴訟法第二百七十五条の負担の額を定める裁判所書記官の処分

1 前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行(以下この目において「少額訴訟債権執行」という。)は、裁判所書記官の差押処分により開始する。

2 前項の規定により裁判所書記官が行う同項の強制執行(以下この目において「少額訴訟債権執行」という。)は、裁判所書記官の差押処分により開始する。

3 少額訴訟債権執行の申立てでは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める簡易裁判所の裁判所書記官に対してす

合において、第一百六十六条规定第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

(裁量移行)

第一百六十七条の十二 執行裁判所は、差し押さえるべき金銭債権の内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

3 第一百六十七条の十三 第三百六項の規定は第一項の規定による決定について、同条第六項の規定による決定が効力を生じた場合について準用する。この場合において、同条第六項中「差押処分の申立て又は第一項の申立て」とあるのは「差押処分の申立て」と、「それぞれ差押命令の申立て又は転付命令等の申立て」とあるのは「差押命令の申立て」と読み替えるものとする。

(総則規定の適用関係)

第一百六十七条の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用について

では、第十三条第一項中「執行裁判所でする手続」とあるのは「第一百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手続」と、第十六条第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七条第一項、第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三中「執行裁判所の行う民事執行」とあるのは「第一百六十七条第四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十条第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二条(債権執行の規定の準用)

第一条まで、第一百四十六条から第一百五十五条まで、第一百五十六条(第三項を除く)、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十四条第五項及び第六項並びに第一百六十五条(第三号及び第四号を除く)の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百四十六条、第一百五十五条第四項から第六項まで及び第八項並びに第一百五六条第四項から第六項まで及び第八項を除く)の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第一百四十六条第一項中「差押命令を發する」とあるのは「差押処分をする」と、第一百

四十七条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十九条、第一百五十五条第一項、第六項及び第七項並びに第一百五十六条第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第一百四十七条第一項及び第一百四十八条第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第一百四十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第一百五十一条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第一百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第一百六十五条(見出しを含む)中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

2 第一百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

(第五款 扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行)

第一百六十七条の十五 第百五十一一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第一百七十一条第一項に規定する方法により行う。ただし、債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないと、又はその債務を弁済することによってその生活が著しく窮屈するときは、この限りではない。

2 前項の規定により同項に規定する金銭債権について第一百七十二条第一項に規定する方法により強制執行を行う場合において、債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により債権者が受けるべき不利益並びに債務者の資力及び従前の債務の履行の態様を特に考慮しなければならない。

3 事情の変更があったときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、その申立てがあつた時(その申立てがあつた後に事情の変更があつたときは、その事情の変更があつた時)までさかのぼつて、第一項の規定による決定を取り消すことができる。

2 前項に規定する場合(同項第一号に掲げる申係る手続において同項各号に掲げる者がその情報を提供した同項各号に規定する債権に対する差押命令の申立て

4 前項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てるさせ、又は立てさせないで、第一項の規定による決定の執行の停止を命ずることができる。

(特例)

5 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

6 第百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第一百七十三条第一項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。

(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

第一百六十七条の十六 債権者が第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち六月以内に確定期限が到来するものについても、前条第一項に規定する方法による強制執行を開始することができる。

2 第百九十七条第一項の申立てをした場合には、当該各号に定める申立てをしたものとみなす。ただし、当該債権者が当該各号に掲げる申立ての際に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

3 第百九十七条第一項の申立て、当該申立てに係る手続において債務者(債務者に法定代理人がある場合は、当該法定代理人人が開示した債権(第二百六条第一項各号に規定する債権に限る)又は次項の規定により規定する債権に限る)又は次項の規定により規定する債権が提供された債権に対する差押命令の申立て

4 債務者

(五 当該情報の提供をした者)

5 第二百十条第二項の規定は、前項第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の第三項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものについて準用する。

6 第一項の規定により債権に対する差押命令の申立てがされたものとみなされた場合において、執行裁判所が第一百九十七条第三項に規定する財産開示期日における手続の実施又は第二項若しくは第二百六条第一項の規定による裁判を立てるべき債権を特定するために必要な事項の申出をすべきことを命ずることができる。この場合において、債権者がその期間内に差し押さるべき債権を特定するために必要な事項の申出がある場合にあつては、当該法定代理人人が

その財産を開示しなかつたときは、債権者が別段の意思を表示した場合を除き、執行裁判所は、債務者の住所のある市町村(特別区を含む)。第二百八条第一項第一号において同じ)に対し、同号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 第二百五条第三項から第五項までの規定は、債務者の住所のある市町村(特別区を含む)において、それぞれ準用する。

4 財産開示事件の記録中前項において準用する第二百八条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

5 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることはできない。

6 第百七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第一百七十三条第一項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。

(不動産の引渡し等の強制執行)	出をしないときは、差押命令の申立ては、取り下げたものとみなす。
第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行	第一百六十八条 不動産等（不動産又は人の居住する船舶等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の不動産等に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。
第一百六十九条 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等又はこれに近接する場所において質問をすることができる。	2 執行官は、前項の強制執行をするため同項の不動産等の占有者を特定する必要があるときは、当該不動産等又はこれに近接する場所において質問をすることができる。
第三項 第一項の強制執行は、債務者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。	3 第一項の強制執行は、債務者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。
第四項 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。	4 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的でない動産を取り除いて、債務者、その従業者又は同居の親族若しくは使用人その他第一項の強制執行においては、その目的でない動産を引き渡さなければならぬ。この場合において、その代理人が最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる。
第五項 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。	5 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
第六項 第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。	6 執行官は、前項の規定による保管の費用は、執行費用と行について準用する。
第七項 第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。	7 第五項の規定による保管の費用は、執行費用と行について準用する。
第八項 （第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。	8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。
第九項 第五十七条规定は、第一項の強制執行について準用する。	9 第五十七条规定は、第一項の強制執行について準用する。
（明渡しの催告）	（明渡しの催告）
第一百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合に	

等を占有していないときは、この限りでない。
明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行）による強制執行をすることができる。（以下この条において同じ。）をす
う。（以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とす
る。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。
（不動産の引渡しの強制執行）

等を占有していないときは、この限りでない。
明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行）による強制執行をすることができる。（以下この条において同じ。）をす
う。（以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とす
る。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。
（不動産の引渡しの強制執行）

等を占有していないときは、この限りでない。
明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行）による強制執行をすることができる。（以下この条において同じ。）をす
う。（以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とす
る。ただし、執行官は、執行裁判所の許可を得て、当該日以後の日を引渡し期限とすることができる。
（不動産の引渡しの強制執行）

の項において「その他の財産権」という。)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録が提出されたとき(権利の移転について登記等を要する他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、担保権の登記等(仮登記又は仮登録を除く。)がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたときは又は第八十一条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき)に限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地收回法(昭和二十六年法律第二百十九号)による收回その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

2 前項第二節第四款第一目(第一百四十六条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条を除く。)及び第一百八十二条から第一百八十四条までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第一百四十六条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条の規定は前項に規定する一般的の先取特権の実行及び行使について、第一百六十七条の十七の規定は債務者の財産について一般的の先取特権(民法第三百六十三条号に係るものに限る。)を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者が第一百九十七条第二項の申立て又は第二百六条第二項の申立てをした場合について、それぞれ準用する。

3 前項において準用する第一百四十五条第二項の規定にかかるわらず、債権者が民法第七百六十六条の三(同法第七百四十九条、第七百七十二条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務に係る金銭債権を請求する場合には、執行裁判所は、一般的の先取特権(同法第三百六条第三号に係るものに限る。)の実行としての差押命令を発するに際し、必要があると認めるときは、債務者を審尋することができる。

(担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用)

第一百九十四条 第二十八条、第四十一条及び第四十二条の規定は、担保権の実行としての競売、担保不動産収益執行並びに前条第一項に規定する担保権の実行及び行使について準用する。

(留置権による競売及び民法、商法その他の法の規定による換価のための競売)
第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例によつては、担保権の実行としての競売の例による。

第四章 債務者の財産状況の調査

第一節 財産開示手続

(管轄)
(実施決定)
第百九十六条 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 第百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。
3 第百九十八条 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より六月以上前に終了したもの)を除く。において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。
4 第百九十九条 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し又は同項の電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録)を債務者に送達しなければならない。
5 第一項又は第二項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。
6 第一項又は第二項の決定は、確定しなければならない。
(期日指定及び期日の呼出し)
7 第百九十九条の二 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、財産開示期日に開示したものをとみなす。
8 第百九十九条の三 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。
9 第百九十九条の四 執行裁判所は、申立人の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係の他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認める場合
10 第百九十九条の五 申立人に異議がない場合
(陳述義務の一部の免除)

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の代理人。第一号において同じ。)が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日(財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産を開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。
5 執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施することができる。
6 財産開示期日における手続は、公開しない。
7 民事訴訟法第一百九十五条及び第二百六条の規定は前各項の規定による手続について、同法第二百一条第一項及び第二項の規定は開示義務者について準用する。
8 財産を開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。
9 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。
10 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき。

3 第百九十九条 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し又は同項の電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録)を債務者に送達しなければならない。
4 第百九十九条の二 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、財産開示期日に開示したものをとみなす。
5 第百九十九条の三 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。
6 第百九十九条の四 執行裁判所は、申立人の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係の他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認める場合
7 第百九十九条の五 申立人に異議がない場合
(陳述義務の一部の免除)

第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、第一百九十九条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することができる。

2 前項の許可の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることはできる。
(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

第二百一 条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般的な先取特權を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者

四 債務者又は開示義務者
(財産開示事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百二 条 申立人は、財産開示手続において得られた債務者の財産又は債務に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第二号又は第三号に掲げる者であつて、財産開示事件の記録中の財産開示期日に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該財産開示事件の債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百三 条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく財産開示手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は財産開示手続について、第八十八条及び第一百八十三条の規定は一般的の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

らの情報取得手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。(債務者の不動産に係る情報の取得)
第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める

請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ當該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 市町村　債務者が支払を受ける地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十三条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に關して知り得たものに限る。）

二 日本国金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団　債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に關して知り得たものに限る。）

執行裁判所は、第一百九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権（民法第三百六条第三号に係るものに限る。）を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならぬ。

前条第二項から第五項までの規定は、前二項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

る債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命令なければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

卷之三

第二節 第三者からの情報取得手続

第二百四条 この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者から管轄」）

第二百六条 執行裁判所は、第百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、第百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償は

（債務者の預貯金債権等に係る情報の取得）
第二百七条 執行裁判所は、第百九十七条第一項
各号のいずれかに該当するときは、執行力のあ
て準用する。

第二百八条 第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定により命じられた情
(情報の提供の方法等)

世ず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第六条 特例執行文付与申立事件における申立てその他の申述（以下「特例執行文付与申立事件の申述」といふ）は、**二回**まで（二回目以後は、当該申立事件の申立てに付随するものとして、同様の手続を経て行うものとする）。

二 代理人のうち委任を受けたもの（民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたものを除く。）当該委任を受けた事件

二 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条第三項若しくは第七条第三項又は第七条第三項の規定（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）による指定を受けた者 当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法第百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2 民事訴訟法第百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の特例執行文付与申立事件に関する申立て等について、それぞれ準用する。
(特例執行文付与申立事件に関する書面等による申立て等)

(特例執行文付与申立事件に関する書面等による申立て)

(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る書面等について、当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等とともに附則第十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。)がその手続の進行の目的以外的目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき(当該附則第十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により附則第十条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該書面等に記載された事項

三 当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る書面等について、当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等とともに附則第十条において準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)

第九条 裁判所書記官は、前条第一項に規定する等)特別執行文付与申立事件に関する申立て等に係

（特例執行文付与申立事件に関する民事訴訟法
金庫係に詰書きされ定する秘匿事項記載部分
四 次条において準用する民事訴訟法第百三十九条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項
民事訴訟法第百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録された場合における当該書面等又は当該記録媒体に記録された電磁的記録に係る送達について準用す

第十条 附則第六条から前条までに定めるものの
の準用)

ほか、特例執行文付与申立事件については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第二百九条の四第一項中「第一百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法附則第七条第一項各号」と読み替えるものとする。

附則（平成元年二月二日法律第九
二号）少

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（置過經）

第四条 この法律の施行前にした仮差押え又は仮処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件については、なお従前の例による。

日を経過した日から施行する。

（施行期日） 八号 抄
（平成八年六月二十六日法律第一〇〇

1 えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（経過措置）
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。	（検討）
3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第五十五条、第七十七条、第八十三条及び第一百八十七条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	（検討）
4 附 則（平成八年六月二六日法律第一〇号）抄	（施行期日）
5 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。	（保全処分に関する経過措置）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。	（施行期日）
2 附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄	（施行期日）
3 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（施行期日）	（施行期日）
4 附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄	（施行期日）
5 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。	（施行期日）
2 附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄	（施行期日）
3 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）
4 附 則（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄	（施行期日）
5 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）

1 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）
2 附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）	（施行期日）
3 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）
4 附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）	（施行期日）
5 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（施行期日）	（施行期日）

は、第三条の規定による改正後の民事執行法百五十二条第三項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（破産財団に属さない財産に関する経過措置）

（第六条） 施行日前にされた第三条の規定による改正前の民事執行法（以下「旧民事執行法」という。）第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項（これらの規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）

（第八条） 施行日前にされた第三条の規定による改正後の民事執行法（以下「旧民事執行法」とい

う。）第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項（これらの規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）

（第十三条） 施行日前にされた第三条の規定による改正後の民事執行法（以下「旧民事執行法」とい

う。）第五十五条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第七十七条第一項（これらの規定による改正後の民事執行法の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）

（第十四条） 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第十五条） 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第十六条） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（第八十五条） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（第一条） この法律は、平成十五年一月六日から施行する。（施行期日）

（第五号） 抄

（施行期日）

（第六条） この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。（施行期日）

（第十七条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手続に関する経過措置）

（第十一条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手続に関する経過措置）

（第十二条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手続に関する経過措置）

（第十三条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手續に関する経過措置）

（第十四条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手續に関する経過措置）

（第十五条） 施行日前に申し立てられた強制管理の事

件について、施行日前にした旧民事執行法の規

定による改正後の民事執行法の規定による証明

等をすべき期限については、なお従前の例によ

る。（強制管理の手續に関する経過措置）

（第十六条） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（第一条） この法律は、新不動産登記法の施行の日

から施行する。

（四号） 抄

（施行期日）

（五号） 抄

（施行期日）

（六号） 抄

（施行期日）

（七号） 抄

（施行期日）

（八号） 抄

（施行期日）

（九号） 抄

（施行期日）

（十号） 抄

（施行期日）

（十一号） 抄

（施行期日）

（十二号） 抄

（施行期日）

（十三号） 抄

（施行期日）

（十四号） 抄

（施行期日）

（十五号） 抄

（施行期日）

（十六号） 抄

（施行期日）

（十七号） 抄

（施行期日）

（十八号） 抄

（施行期日）

（十九号） 抄

（施行期日）

（二十号） 抄

（施行期日）

（二十一号） 抄

（施行期日）

（二十二号） 抄

（施行期日）

（二十三号） 抄

（施行期日）

（二十四号） 抄

（施行期日）

（二十五号） 抄

（施行期日）

（二十六号） 抄

（施行期日）

（二十七号） 抄

（施行期日）

（二十八号） 抄

（施行期日）

（二十九号） 抄

（施行期日）

（三十号） 抄

（施行期日）

（三十一号） 抄

（施行期日）

（三十二号） 抄

（施行期日）

（三十三号） 抄

（施行期日）

（三十四号） 抄

（施行期日）

（三十五号） 抄

（施行期日）

（三十六号） 抄

（施行期日）

（三十七号） 抄

（施行期日）

（三十八号） 抄

（施行期日）

（三十九号） 抄

（施行期日）

（四十号） 抄

（施行期日）

（四十一号） 抄

（施行期日）

（四十二号） 抄

（施行期日）

（四十三号） 抄

（施行期日）

（四十四号） 抄

（施行期日）

（四十五号） 抄

（施行期日）

（四十六号） 抄

（施行期日）

（四十七号） 抄

（施行期日）

（四十八号） 抄

（施行期日）

（四十九号） 抄

（施行期日）

（五十号） 抄

（施行期日）

（五十一号） 抄

（施行期日）

（五十二号） 抄

（施行期日）

（五十三号） 抄

（施行期日）

（五十四号） 抄

（施行期日）

（五十五号） 抄

（施行期日）

（五十六号） 抄

（施行期日）

（五十七号） 抄

（施行期日）

（五十八号） 抄

（施行期日）

（五十九号） 抄

（施行期日）

（六十号） 抄

（施行期日）

（六十一号） 抄

（施行期日）

（六十二号） 抄

（施行期日）

（六十三号） 抄

（施行期日）

（六十四号） 抄

（施行期日）

（六十五号） 抄

（施行期日）

（六十六号） 抄

（施行期日）

（六十七号） 抄

（施行期日）

（六十八号） 抄

（施行期日）

（六十九号） 抄

（施行期日）

（七十号） 抄

（施行期日）

（七十一号） 抄

（施行期日）

（七十二号） 抄

（施行期日）

（七十三号） 抄

（施行期日）

（七十四号） 抄

（施行期日）

（七十五号） 抄

（施行期日）

（七十六号） 抄

（施行期日）

（七十七号） 抄

（施行期日）

（七十八号） 抄

（施行期日）

（七十九号） 抄

（施行期日）

（八十号） 抄

（施行期日）

（八十一号） 抄

（施行期日）

の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条第三項の改正規定、第十八条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第八十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 第二条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第一百八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「を「第八十五条から第八十六条まで」とい改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百九十五条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の二項を加える改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定（第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等

に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定（第十八条の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条第三項の改正規定（民事執行法（昭和四十五年法律第四号）第八十四条法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第百六十二条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和四十五年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条第一項の規定、第二百四十九条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第一百二十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条中非讼事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定（及び第二項）
 第二条この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

第七条 第二条の規定による改正後の民事執行法（民事執行法（昭和四十五年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条中非讼事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定（及び第二項）
 第二条この法律は、この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。
第十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。
第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案して、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案して、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
附 則（令和六年五月二十四日法律第三
 号）抄
 一項を加える改正規定及び同法第三百三十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「、第八十七条の二」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。
 二、第八十七条の二を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。
 三、第八十七条の二を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。